



LINE UP

CONTENTS

■ 有為転変

長崎オフィス所長よりご挨拶

■ 令和5年度 税制改正大綱

(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し) 2P

■ 「キャッシュレス納付」のご紹介 3P

■ 新入社員紹介 3P

■ 税務カレンダー・相談役からの一言 4P

■ IT導入補助金のご案内 特別編 1-4P



Message

有為転変

4月に全国で統一地方選挙がおこなわれ、我が長崎県でも県議選、続いて市長選と市町議選がおこなわれましたが、多くの立候補者があり、近年稀にみる激戦でした。候補者の皆様にとっては大変だったと思いますが、政治家を志す人が減り、無投票当選者が増えている中、多くの候補者が出て選挙戦がおこなわれたことは、健全な民主主義のためには歓迎すべきことかと思えます。

もう一つ、今回の選挙戦で印象的だったのは、若い候補者が多かったということです。30代、40代の候補者が多く出馬し、長崎市、佐世保市の市長選ではどちらも30代の候補者が市長を目指しました。経営者の世代交代が進んでいる印象はありましたが、政治の世界も世代交代が進んでいるのを見ると、社会全体を若い世代が担うようになりつつあると感じます。社会が変化していくなか、経営者も政治家も世代交代をして変化に適應していくでしょう。

一点、弊社についてご報告です。本年6月に、内田会計グループの島原オフィスを現在の島原市内から長崎本部により近い雲仙市愛野町へ移転いたします。担当地域を分けることで運営の効率化を図っていたのですが、島原半島エリアの多種多様な業種のお客様を島原オフィス

の限られたスタッフだけで対応するよりも、地域にとらわれずに組織全体から最適なスタッフを選定して担当したほうがお客様により良いサービスを提供できる、と考えたためです。そのため島原オフィスを、長崎本部と連携してサービスを提供しやすい位置へ移転することとしました。

今回の移転により、島原半島エリアのお客様に対して、業種や規模に応じた最適な担当者を組織全体から選定することができ、より良いサービスを提供できると考えています。また、これまで島原オフィスには税務会計部門のみを置いていましたが、今後は本部と連携しやすくなり、DX化や資金繰り、補助金・助成金の支援など他のサービスもより提供しやすくなります。

オフィスが遠くなることで不安になられるお客様もおられるかもしれませんが、より良いサービスを提供するためですので、何卒ご理解のほどをお願いいたします。今後とも内田会計グループをよろしく願い申し上げます。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

令和5年度 税制改正大綱

(教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・見直し)

税理士法人 内田会計事務所

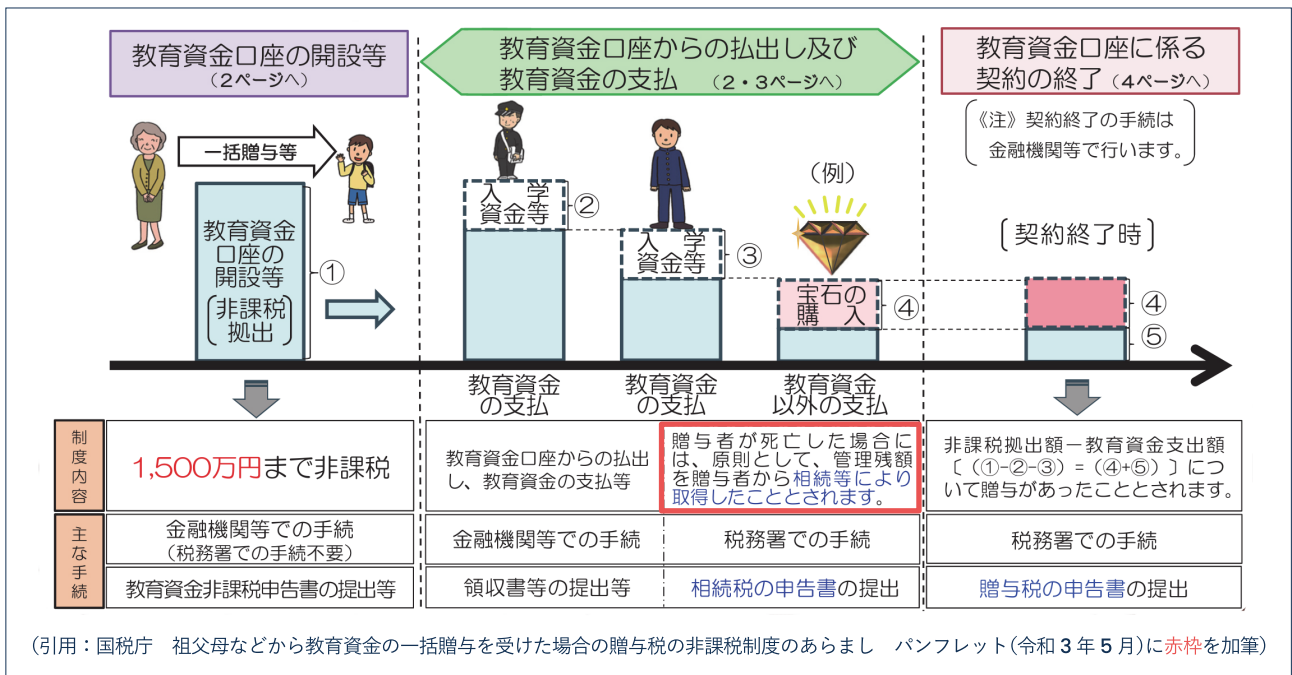
長崎オフィス 副所長

税理士 内田 裕二

教育資金の一括贈与の非課税措置とは、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、「教育資金」に充てるため、直系尊属（祖父母など）から30歳未満の子・孫への1,500万円までの教育資金の贈与について贈与税が非課税となる制度です。一般に祖父母から孫への贈与をイメージされると良いでしょう。

令和5年度税制改正では、3年延長されて令和8年3月31日まで活用できるようになりました。また一部内容の見直しも行われていますが、それほど多くの方に関係する改正ではないので、今後も相続対策の手法として活用できる制度です。改めて制度内容を確認していただきつつ、見直し点をお伝えしたいと思います。

1. 制度概要



この制度の注意点の一つとしては、上図の赤枠に記載されているように贈与者が契約終了前に死亡した場合、管理残額は相続等によって受贈者が取得したことになり相続税額に加算されます（※受贈者が23歳未満は加算の対象外です）。たとえば祖父から孫への教育資金の贈与が適用されている状況で祖父が亡くなった場合、孫が23歳以上であれば残額は遺贈で取得したことになります。また、このときは相続税額2割加算の適用があります。

2. 見直し点

- ① 贈与者が死亡した場合に相続税課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満でも管理残額は相続により取得したものとみなされます。
- ② 受贈者が30歳になった等の理由により契約が終了したときの管理残額は、受贈者に贈与されたものとして課税されます。このとき受贈者が18歳以上であれば特例税率が適用されていましたが、今回の改正で一般税率を適用することになりました。

つまり、相続税課税財産が5億円以下であれば関係ありませんし、30歳までに教育資金口座の贈与額を使用してしまえばよいという改正です。

「キャッシュレス納付」のご紹介

税理士法人 内田会計事務所 経営支援 2 部 部長

小坂 由美子

近年、キャッシュレス決済が急速に広まっています。ある調査によると約 8 割の人が何らかの形でキャッシュレス決済を利用しているそうです。

税金の支払いにおいても「キャッシュレス納付」が可能です。一番のメリットはわざわざ金融機関等に出向く必要がなくなり、いつでもどこでも納付ができることです。

そこで今回は「キャッシュレス納付」についてご紹介いたします。国税の「キャッシュレス納付」には以下の 5 種類があります(①)。

01 ダイレクト納付

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落により納付する方法

02 インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法

03 クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法

04 スマホ決済アプリ納付 (R4年12月から)

「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホ決済アプリ(Pay払い)を利用して納付する方法

05 振替納税

振替納税の申込みをすることで、申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告にかかる国税を口座引落しにより納付する方法

また、地方税においてもダイレクト納付やインターネットバンキングに加えて、R5年4月から「クレジットカード」や「スマホ決済アプリ」による納付が可能となりました(②)。

詳しくは担当者にお尋ねください。

①国税 各納付方法の詳細 <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>

②地方税お支払いサイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

New member

新入社員紹介



はまもと せいりょう

濱本 誠亮

税理士法人 内田会計事務所
経営支援 2 部 4 課

出身：南島原市

趣味：スポーツ観戦

メッセージ

今回、経営支援 2 部 4 課に配属になりました。新入社員ということもあり、慣れないことばかりですが何卒よろしくお願いたします。



ちかまつ あい

近松 亜衣

株式会社 内田会計事務所
IT支援課

出身：諫早市

趣味：お菓子作り・野球観戦・カラオケ

メッセージ

まだまだ仕事に慣れず周りに助けていただいておりますが、早く仕事を覚えて会社の役に立つ人間になりたいと思います。ご指導のほどよろしくお願いたします。



まつだ えり

松田 絵厘

税理士法人 内田会計事務所
経営支援 2 部 3 課

出身：佐世保市

趣味：旅行

メッセージ

前職は金融機関に 9 年間勤務しておりました。1歳と3歳の子供がおり、子育てに奮闘しておりますが、仕事面でも奮闘していきたいと思っております。精一杯頑張りますので何卒よろしくお願いたします。



ほりた ちさと

堀田 千慧

有限会社 医療福祉評価センター
経営コンサル課

出身：長崎市

趣味：バスケ、ラーメンの食べ比べ

メッセージ

皆さまの経営のお悩みに寄り添い、解決に向け伴走してゆきます。少しでもお役に立てるよう、長崎に恩返しできるよう、日々勉強してまいります。よろしくお願いたします。



はまだ けんいち

濱田 賢一

株式会社 内田会計事務所
IT支援課

出身：長崎市

趣味：原神、めだか

メッセージ

こんにちは。この度 IT 支援課で正社員となりました濱田と申します。心機一転、けれども初心を忘れずに、先輩方に近づけるように精進してまいります。よろしくお願いたします。

Calendar

税務カレンダー



5月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	6月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
		1	2	3	4	5	6						1	2	3
	7	8	9	10	11	12	13		4	5	6	7	8	9	10
	14	15	16	17	18	19	20		11	12	13	14	15	16	17
	21	22	23	24	25	26	27		18	19	20	21	22	23	24
	28	29	30	31					25	26	27	28	29	30	

- 3月決算法人の確定申告・消費税の確定申告
【申告期限】5月31日(水)
- 9月決算法人の中間(予定)申告
【申告期限】5月31日(水)
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
【納期限】5月31日(水)
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
【納期限】5月31日(水)
- 自動車税の納付期限
【納期限】5月31日(水)

税理士法人内田会計事務所は、
「M & A 支援機関」に登録されています。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して M & A に取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した制度です。詳しくは QRコードよりご確認ください!

Column

相談役からの一言

希望を持つ

新緑とツツジの季節になりました。皆様お元気でしょうか。4月に新卒で入社した二人の社員は少しずつ職場の環境に慣れ、仕事も先輩社員から指導を受け一つずつ成長しています。日本経済新聞によると近年の新入社員は、①安定した生活への希望が強い②社会貢献への意識が高い③自己成長への意欲が高い④成長できないと不安を感じ転職を意識する⑤実践的な研修が必要、と記してありました。人生は縁と運です。ご縁があって入社した社員なのでお客様のお役に立つ人材に育てたい、そして努力を積み重ねることで幸運を招いてほしいと思います。「どこに勤めるか」「どこの

大学を卒業したか」より「何をするか」が大切です。「失敗の数だけ成長する」と言われます。特に若い時は失敗を恐れず希望を持ち続けて長い人生を歩んでほしいと願っています。

オランダの歴史家が「楽観と希望は異なる。楽観主義は一種の自己満足で、人を怠け者にする。でも希望は、物事を変える可能性を示す。私が歴史を好きなのは、いまの社会や経済の仕組みが宿命ではなく、大きく変えられると教えてくれるからだ」と言っています。人生は年齢に関係なく希望を持つことで大きく変えられます。

相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 info@uchida.or.jp

 <http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】 6月1日より移転します!

〒854-0302
雲仙市愛野町乙宮下 413-1 2F
TEL: 0957-36-7500 FAX: 0957-36-7501